



軽油引取税の制度について

軽油引取税は、軽油の引取りなどに対して課税される県の税金です。

①納める人

県から軽油引取税の特別徴収義務者として指定を受けた特約業者または元売業者が、軽油を販売する際に、軽油代金と合わせて軽油引取税を受け取り、県に申告納入します。軽油の購入代金には、既に税金相当分が含まれていますので、実質的には消費者が納めることとなります。

また、灯油や重油などを自動車の燃料として販売・消費した場合、灯油や重油などを混和して不正軽油を製造し販売・消費した場合にも課税されます。

②納める額

軽油1リットルにつき32円10銭です。

※不正軽油を製造し販売・消費

費することは脱税です。粗悪な燃料は大気を汚染するだけでなく、自動車のエンジンにも悪影響を与えることがあります。不正軽油は「ゼツタイ買わない 使わない」でください。

◆お問合せ

◇上北地域県民局県税部 課税課

☎0176(22)8111

(内207、208)

◇県税・市町村税インフォメーション
http://www.pref.aomori.jp/life/tax/top.html

国民年金だより

離婚したときの夫婦間の厚生年金の分割について

男女の雇用格差などを背景にして、夫婦の年金額に大きな開きがありますが、平成19年4月から、離婚したとき

に、厚生年金の保険料納付記録(加入記録)を夫婦で分割する仕組みが設けられています。なお、この離婚時の分割には、平成19年4月から実施された「離婚時の厚生年金の分割」と、平成20年4月から実施された「第三号期間の離婚時の厚生年金の分割」の二

種類がありますのでご注意ください。

分割は厚生年金のみ

ただし、分割される年金は厚生年金のみで、国民年金は分割されないことに留意してください。

離婚時の厚生年金の分割

二人ともに厚生年金の加入期間がある夫婦が離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の加入記録の多い人から少ない人へ、その加入記録を分割できる制度です。

分割の上限は、両者の婚姻期間中の加入記録の合計額の半分までとされます。例えば、夫の加入記録が合計額の70%、妻の加入記録が同じく30%の場合、70%から50%を差し引いた20%を上限にして夫から妻に分割されます。

分割割合は両者で協議して決め、原則、離婚後2年以内に厚生労働大臣(年金事務所)に請求します。協議がまとまらないときは、一方の求めによって裁判所が分割割合を定めることができます。

この場合、当事者は、厚生労働大臣に対して、必要な情報の提供を請求することができます。

きます。また、厚生労働大臣は、裁判所等に対して、必要な資料を提供しなければならぬことになっています。

第三号期間の離婚時の厚生年金の分割

厚生年金の加入者(ここでは夫と仮定します)とその被扶養配偶者である国民年金の第三号被保険者(ここでは妻と仮定します)の期間がある夫婦が離婚した場合、平成20年4月以後の妻が第三号被保険者であった期間について、夫の厚生年金の加入記録の2分の1の額を、妻に分割することができます。

この結果、妻には、この分割を受けた期間について、新たに厚生年金の「みなし加入期間」が発生することになります。

なお、前項の「離婚時の厚生年金の分割」では、当事者の合意または裁判所の決定が必要ですが、本項の「第三号分割」では、第三号被保険者だった人の厚生労働大臣への請求だけで分割が行われます。

また、前項の「離婚時の厚生年金の分割」を請求した際

に、本項の「第三号分割」の対象期間もあれば、同時に「第三号分割」も行われることとなります。

※離婚時の厚生年金の分割の詳細については、年金事務所またはねんきんダイヤル(057010511165)一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金のみで利用できます)へご相談ください。

*IP電話・PHSからのねんきんダイヤルの番号は031670011165(通話料金は全額お客様負担)と

冠婚葬祭の 人生の節目に...

ご予算・ご要望などどうぞお気軽にご相談くださいませ
(ご自宅・各会場へお届けも承ります)

お問い合わせは
まかど温泉富士屋ホテル
TEL:0175-64-3131
FAX:0175-64-3137

毎月第4日曜日は
レストランにて
中華ランチバイキング
開催中!!

なっています。

◆お問合せ

むつ年金事務所「お客様相談室」
☎0175(23)7955

平成22年秋の火災予防運動

○実施期間

平成22年10月18日(月)～
平成22年10月24日(日)

○統一標語

『消したかな』 あなたを守る
合言葉

【住宅防火 いのちを守る
7つのポイント】

○3つの習慣・4つの対策

・3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

・4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

○寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

○火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器を設置する。

○お年寄りや身体の不自由な

人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

ご注意ください！

○消火器・住宅用火災警報器の訪問販売・点検に要注意!!
各地で不適正な点検や高額請求の被害が多発しております！

○トラブル防止ポイント

・身分証明書等の提示を求めらるる。

・はつきりと点検を拒否する。

・安易に承諾・契約書等にハンコを押さない。

◆お問合せ

◇北部上北域事務組合消防本部 消防課
☎0175(64)0650

森林所有者の皆さんへ
森林(民有保安林を含む)の適切な管理について

森林は、民法第717条の規定に基づき、森林所有者が適切に管理することとされており

また、保安林は森林が持つ公益的な機能を発揮させるために、立木の伐採や土地の形質の変更など利用行為が制限されていますが、立木の管理については、民法の規定によ

り森林所有者が自ら行うこととされています。

つきましては、立木が倒れて他人に被害を与えることがないよう、所有する森林の適切な管理に努めてください。

◆お問合せ

◇青森県林政課森林保全G
☎017(734)9513

司法書士に相談してください！
親戚遺産債権問題など

相続・労働トラブル・成年後見・借金問題について司法書士が無料で相談に応じます。

下記場所にて面談での相談に応じますので、お気軽にお尋ね下さい。

○日時

平成22年11月23日(火)
午前10時から午後4時まで

○場所

アピオあおもり2階 小研修室
〒030-00822

青森市中央3丁目17-1
☎017(732)1010

○主催

青森県司法書士会

○共催 社団法人成年後見センター・リーガルサポート青森支部

青森県青年司法書士会

なお、相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認下さい。また、上記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター(☎0120-019401-230)へご連絡いただくと相談(有料)のご案内やご相談内容に応じたお近くの司法書士の紹介を行っております。

◆お問合せ

◇青森県司法書士会
青森市長島3-1-16
☎017(776)8398

法の日を迎えて
法の礎を築いた皆さん

10月1日は、「法の日」です。

法は、個人と個人の自由の調和を図り、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たし、一方で、国に対し、法に従って権限を行使するよう命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続きの下で行われるようにすることで、国民の権利を守るという役割も果たしています。

「法の日」は、国民の皆さま

お墓なんでも相談会 10/1~10/11

お墓のヨゴレが気になる方や、リフォームしたい方お墓を建てたいけど、どんな型にしようか悩んでる方ご来店お待ちしております。

墓石クリーニング 汚れを気にされている方お墓を綺麗にしませんか？

大切な家族を最後に見送るお手伝いをさせて頂いております

有限会社 小田桐石材 33-3166
むつ市仲町15番8号 <http://www.odagiri-sekizai.com>

全商品 21年産米 大幅値下げ 新米キャンペーン お米券使えます

山形県産	は え ん き	10kg	3,000円
田舎館村産	も ち 米	10kg	3,500円
鶴田町産	つがるロマン	10kg	2,800円
田舎館村産	つがるロマン	10kg	2,800円
県内産	まっしぐら	10kg	2,500円
県内産	つがるロマン	10kg	2,500円

※玄米も販売致します。おみやげ・快気祝い等にどうぞ。箱代サービス致します。お電話下されば配達いたします。10月1日~10日 なっちゃんスタンプ3倍

総合寝具・米販売 新丁 下久保寝具 TEL 0175-78-2138 FAX 0175-78-2400

んに、このような法の役割や重要性について考えていたらくきつかけとなるように設けられたものです。裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。今年の「法の日」週間は、昨年5月にスタートした裁判員制度に関するものを始め、全国各地で法や裁判員制度に関する説明会や見学会等の催しを行う予定です。

これまでに実施された裁判員裁判で裁判員を努めていただいた方からは、「社会のことを考えるきっかけになった」というたいへん心強い声などもいただいています。この機会に、是非、法や裁判員制度について親しんでいただきたいと思えます。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

なお、各地の催しについては、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) で紹介しています。また、裁判員制度に関する最新情報や広報用映画・裁判員経験者へのインタビュー動画の配信など

は、裁判所ウェブサイト (<http://www.sabamin.courts.go.jp/>) で行っていますので、こちら是非ご覧ください。

10月4日(月)午後1時より、青森地方・家庭裁判所において、「法の日」週間記念行事を開催します。当日は、裁判員裁判手続き説明会、檢察審査会制度説明会、模擬少年審判などを行う予定です。

◆お問合せ・お申込み
◇青森地方裁判所総務課庶務係
☎017(722)5351
(内線2505)

青森地方裁判所もつ支局 人権相談室変更のお知らせ

当支局では現在、人権相談を当支局3階で実施していましたが、10月1日より2階で実施することになりましたのでお知らせします。

平成22年度公立小川原湖青年 の家主催事業「ふれあい広場」

小川原湖青年の家では、「ふれあい広場」(県民カレッジ認定講座)5単位()を開催します。

○期日
平成22年11月7日(日)

- 場所 小川原湖青年の家
- 募集人員 一般 200名
- 参加料金
1,000円(創作費500円・昼食代500円)
- ※但し、「七宝焼」は別料金で1個400円。
- 日程
9:00 受付
15:15 解散
- 内容 創作・体験活動(焦がし絵、レザークラフト、プラスチックキーホルダー、蔵書印、はがき作り、スライム、バードコール、七宝焼、棒パン、16ミリ映画 等)
- 持ち物
室内用ズック、防寒着
- 申込期日
平成22年10月29日(金)
午後5時
- ご注意
キャンセルは、11月1日(月)午後5時まで。それ以降は、実費を頂く場合があります。

- また、場合によって、日程及び内容を一部変更することがあります。ご了承下さい。
- ◆お問合せ・お申込み
◇公立小川原湖青年の家
〒039-2402

青森県上北郡東北町大字大浦字道ノ下104-6
☎0176(56)2393
FAX 0176(56)5042
E-mail
o-seinen@smile.ocn.ne.jp

公立ぎんなん寮 秋の感謝セール

○日時
平成22年10月16日(土)、17日(日) 9:00~15:00
○場所
ぎんなん寮寮内ハンズパーク(ハンズ、大温室周辺)
○販売品
鉢花(シクラメン他)、山野草、観葉植物、骨付きフランクフルトハム類、福祉施設生産物他
○催事
・オークションセール(観葉植物、鉢花他) 両日とも12:00~
・タイムサービスは、両日とも午前、午後各1回
・両日とも先着100名様
「鉢花」か「骨つきフランクフルト」をプレゼント

◆お問合せ
◇公立ぎんなん寮
東北町大字大浦字南平10-1
☎0176(56)5121

すでに、返済済みでも大丈夫!

借金の相談料 無料!!
任意整理 1社 2万5千円

- ①大手消費者金融へ5年以上返済を続けていた。
 - ②金利が25パーセント前後だった。
- 上記①、②に該当した方は過払い金が戻ってくるかもしれません。今すぐお電話ください。

アカシアの森法律事務所
弁護士 今井 正 ☎0176-51-4317
住所 十和田市西二番町8-4 (十和田現代美術館駐車場隣)

横浜町役場の業務をコンピュータシステムで支援する

☑ 東北ユーザック株式会社 です。

☑ 東北ユーザック株式会社 青森営業所 TEL: 017-777-3461
FAX: 017-777-3460

〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル7階



東北ユーザック株式会社は県内田洋行のグループ企業です。

<http://www.t-usac.co.jp/>

**平成22年度 秋季
犬の登録及び狂犬病予防
注射の実施について**

犬の所有者の皆様におかれましては、愛犬を正しく飼育されていることと存じます。

さて、犬の所有者は狂犬病予防法第4条（犬の登録）及び第5条（予防注射）の規定により、一生に一度は犬の登録、1年に1回狂犬病の予防接種を受けなければなりません。春に狂犬病予防注射を受けることできなかった飼い犬は忘れずに受けましょう。

登録済みの方には、ハガキでお知らせしていますので、注射する際には忘れずにハガキを持参下さい。

◎料金

・新規登録料

3,000円

（一度登録された犬は不要）

・集合注射料

3,000円

（個人で直接動物病院にて予防注射を受ける場合は料金が異なります）

平成22年度（秋季）狂犬病予防注射日程表

月	日	時 間	実 施 場 所	対 象 地 区
10月3日(日)		9:45～9:55	向平集会場前	向平
		10:00～10:05	白浜正様宅前	向沢
		10:10～10:20	松栄婦人ホーム前	松栄
		10:30～10:35	佐藤美栄様宅前	烏帽子平
		10:45～10:55	鳥山真人様宅前	幸町・明神平
		11:00～11:10	南地区老人憩いの家前	豊栄平
		11:15～11:20	小笠原 猛様宅前	善知鳥・ちどり町・雲雀平
		11:25～11:35	吹越改善センター前	吹越・中吹越
		11:40～11:50	青木ドライブイン北側	百目木
		13:10～13:20	緑町町営住宅前	緑町
		13:25～13:35	橋本海魚プール前	新丁・三保野
		13:40～13:50	除雪センター前	三保野
		13:55～14:05	大沢商店前	館町・旭町・椀名木
		14:10～14:20	杉山輝英様宅前	新町
		14:25～14:35	田代敏雄様宅前	塚名平
	14:40～14:50	役場車庫前	大町・浜町・全町	
10月4日(月)		10:00～10:10	古川秀美様宅前	桧木
		10:15～10:25	佐藤豊吉様宅前	桧木
		10:30～10:40	大豆田集会所前	大豆田
		10:45～10:55	菊地潤一様宅前	鶏沢
		11:00～11:10	菊地順三様宅前	鶏沢
		11:15～11:25	有畑小学校前	有畑
		11:30～11:40	有畑町営住宅北側	有畑
		11:45～11:55	前田美能留様宅前	浜田

※ 都合により、指定された場所で実施できない方、時間に遅れた方は別の実施場所で必ず受けてください。
今年度も10月3日(日)も行いますので忘れずに1年に1回は狂犬病予防注射を受けて下さい。

【問合せ先；税務町民課 町民グループ ☎78-2111（内線212）】

◎犬の放し飼いは、青森県飼い犬条例の違反となりますので、絶対にしないでください。

◎犬を散歩させるときは、犬を放して遊ばせない。フンの後始末は飼い主の責任できちんと片付けてください。

◎犬の登録事項（死亡・転入・転出・譲渡）に変更等が生じたときは、全て役場へ必ず届けてください。

● 今すぐできる省エネルギー（その2） ●

8月号につづき、家庭ですぐに取り組める省エネ行動とその効果の例について紹介します。

省エネ行動による節約燃料使用料と燃料代

ガス・石油製品 と省エネ行動	設 定	年間節約燃料	節約燃料代
石油ファンヒーター			
暖房時の温度設定を 下げる	外気6℃のとき、暖房温度設定を21℃から20℃ に上げ9時間使用	(灯油)10.22L	705円
必要なときにつける	設定温度20℃で暖房を1時間短縮	(灯油)15.91L	1,098円
石油ストーブ			
必要なときにつける	暖房を1時間短縮	(灯油)24L	1,656円
ガス給湯器			
食器洗い時に低温に 設定	65Lの水道水を使い2回/日の手洗い時に40℃ →38℃に設定	8.80m ³	4,453円
石油給湯器			
風呂の追い炊きをし ない	200Lのお湯を2時間放置し4.5℃低下した状態 から追い炊きした場合	(灯油)43.75L	3,019円
ガスコンロ			
炎をなべの大きさに 合わせる	水1Lを沸騰させるとき強火→中火	2.38m ³	1,204円

エコドライブの実践

省エネ行動	設 定	年間節約燃料	節約燃料代
ふんわりアクセル	発進時5秒間で20kmに加速	83.57L	9,860円
加速度の少ない運転		29.29L	3,460円
早めのアクセルオフ		18.09L	2,130円
アイドリングストップ	5秒の停止でアイドル・ストップ	17.33L	2,040円

(資料：省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」より作成、一部器具はカタログ性能より試算)

図書館だより

◆◆◆ 新着案内 ◆◆◆

【一般図書】

書名	著者名
悪の教典(上・下)	貴志 祐介
終わらざる夏(上・下)	浅田 次郎
ひそやかな花園	角田 光代
ふたつの枷	古処 誠二
本日は、お日柄もよく	原田 マハ
祭り囃子がきこえる	川上 健一
マグロのふしぎがわかる本	中野秀樹・岡雅一
食べるラー油	阿佐ヶ谷ラー油友の会
不運の方程式	ピーター・J. ベントリー
身の回りの有害物質徹底ガイド	バットーマス
子どもが育つお母さんの言葉がけ	汐見 稔幸
1冊で安心！ 葬儀・法要・相続がよくわかる本	PHP研究所／編
改訂版 青森県の山	いちのへ 義孝
県別戦国武将事典	楠木 誠一郎
私たちが子どもだったころ、 世界は戦争だった	サラ・ウォリス

他

【児童図書】

書名	著者名
10ぴきのかえるのあきまつり	間所 ひさこ
借りくらしのアリエッティ	宮崎 駿
旅人の甘い蜜	
はなたれにぞうさま	千葉 幹夫
かいけつゾロリの だ・だ・だ・だいぼうけん!	原 ゆたか
工事の車	小賀野 実

他

今年は、「国民読書年」です。

蔵書24,000冊の中から、読みたい本を探して見ませんか？

皆様のご利用をお待ちしております。

◆お問合せ

横浜町民図書館 ☎78-6100

行政相談のお知らせ

10月18日(月)～24日(日)の秋の行政相談週間中、「特設行政相談所」を、次のとおり開設します。なお、行政相談週間に限らず常時自宅でも相談を受けておりますので、ご利用下さい。

○特設行政相談所開設

相談無料、秘密厳守

日時 10月19日(火)

午前10時～午後3時

場所 ふれあいセンター

相談担当者

行政相談員 猪股 博美

字椋名木1-1

◆お問合せ

◆役場総務課総務防災G

☎(78)2111(内323)

人権擁護委員及び行政相談委員のお知らせ

◆人権擁護委員(人権に関する相談)

- 三浦 ミツ 三保野120番地1 ☎(78)3115
- 梅村 和夫 寺下107番地3 ☎(78)2234
- 竹田 武美 大豆田97番地11 ☎(78)2960

◆行政相談委員(行政が行う仕事についての苦情・意見等)

- 猪股 博美 椋名木1番地1 ☎(78)2593

横浜町ITサポートセンター より講習会のお知らせ

10月・11月のIT講習会のお知らせです。パソコンを触ったことがない方もお気軽にお越し下さい。

・各講習 定員10名

定員になり次第締め切らせていただきます。

◆申込先

☎(78)6650

横浜町ITサポートセンター

◆場所

地域・学校連携施設 会議室
横浜中学校敷地内 校舎左奥

◆無料相談受付時間

午前9:00～午後5:00

第1、第3土曜日 午前9

:00～午後5:00まで

※10月8日(金)はサポート研修のためお休みいたします。

開催日	講習時間	講習内容
10月5日(火)	18:30～20:00	パソコンにさわってみよう④ インターネットを見てみよう
10月7日(木)	18:30～20:00	Word(ワード)基礎編 ～文書作成
10月12日(火)	18:30～20:00	パソコンにさわってみよう① スタート編
10月14日(木)	18:30～20:00	パソコンにさわってみよう② パソコンを動かしてみよう
10月19日(火)	18:30～20:00	パソコンにさわってみよう③ 文字入力
10月21日(木)	18:30～20:00	デジカメ講座
10月26日(火)	18:30～20:00	年賀状作成講習 ～オリジナルな文面を作ろう
10月28日(木)	18:30～20:00	年賀状作成講習 ～大量の宛名印刷を簡単に!
11月2日(火)	18:30～20:00	パソコンにさわってみよう④ インターネットを見てみよう
11月4日(木)	18:30～20:00	Excel(エクセル)応用編